

ラド観光(株)国内募集型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書及び同法第12の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行条件は、2022年4月1日を基準としています。
旅行代金の算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。

お申し込みの際には、当「旅行条件書」を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、ラド観光株式会社（以下「当社」という）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約をすることになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはウェブサイト（以下「契約書面」といいます。）・本旅行条件書・ご出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます。）によります。
- 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅程表に記載している発地を出発（集合）してから当該着地に帰着（解散）するまでとなります。

2. 旅行契約のお申込み・ご予約

- ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の通信手段にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- 当社は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めてお申し込みいただいた場合、当社らは特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出いただきます。なお、当社らは契約責任者が構成者に対して現に負うまたは将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社らは契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ご来店の場合、所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点で成立しておらず、当社らがご予約の承諾の旨を通知した日の当日から起算して3日以内（インターネットでの予約の場合ウェブサイト内に記載した当社が定める期間内）に申込書の提出と申込金のお支払い、または会員番号（クレジットカード番号）を通知していただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、または会員番号（クレジットカード番号）の通知がない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が待ち予約の状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を待ち予約のお客様として登録し、ご予約可能となるよう手配努力する場合がございます。この場合当社は申込金をお預かりし、当社らがご予約が可能となった旨を通知したときに申込金として受領いたします。ただし、「当社らがご予約が可能となった旨を通知する前にお客様より待ち予約登録の解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果としてご予約できなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻いたします。
- 本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではありません。
- 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

ただし、特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはウェブサイトにて定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

3. お申し込み条件

- 15歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師

師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となりお客様は当該費用を当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、別途条件でお受けすることもございます。
- 旅程中お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- 他のお客様に迷惑を及ぼしまたは団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなどお客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合がございます。
- その他当社の業務上の都合がある時には、お申し込みをお断りする場合がございます。

4. 旅行契約の成立時期

- 第2項旅行契約のお申し込み・ご予約3) 4) の場合のうち電話またはご来店によるお申し込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾しかつ申込金を受理した時点で成立いたします。個人包括旅行運賃を利用する商品においては、申込金として旅行代金全額を受理した時点で成立いたします。
- 電話またはご来店ではなくファクシミリ、電報、テレックス、インターネット及び郵便等にてお申し込みまたはご予約がなされた場合は、下記の時点で成立いたします。
 - ア) 事前に申込金のお支払いがあった時は、当社らが承諾する旨の通知がお客様に到達したとき。
 - イ) 事前に申込金のお支払いがない時は、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知がお客様に到達したとき。
- 第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客様より待ち予約登録の解除のお申し出がなく、当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立いたします。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはウェブサイト、本旅行条件書などにより構成されます。
- 当社はあらかじめ本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に集合時間・場所、利用する運送機関の名称、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にある日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て旅行日程・旅行サービスの内容・その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 本項(3)の場合お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。尚、14日前以降にお申し込みされた場合は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

- 参加されるお客様は旅行開始日当日を基準に満12歳以上の方は大人代金、満3歳以上12歳未満の方は小人代金が適用となります。ただし、コースによって小人代金を設定していない場合がございます。またコースによっては幼児代金・乳幼児代金等の設定がございます。

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはウェブサイト上の価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」または「基本代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃（注釈のないかぎり普通席）、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、旅客施設使用料（空港により必要な場合）。
- 2) 添乗員付コースの添乗員同行費用。
上記の費用はおお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前8項以外のもは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- 1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- 2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税（消費税等諸税）・サービス料。
- 3) ご希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金等。
- 4) ご自宅から発着地集合・解散地点までの交通費・宿泊費等。

10. 追加代金と割引代金

第7項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ウェブサイトなどに表示した以下のものをいいます。

- 1) 追加代金
 - ① ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - ② 航空便・バスタイプの選択や航空機・バス使用座席の等級の選択による追加代金
 - ③ レンタカーのクラスのグレードアップのための追加代金
 - ④ 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金
 - ⑤ 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金
 - ⑥ 「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金
 - ⑦ その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし追加代金を表示したもの
- 2) 割引代金
 - ① 「小人割引」「グループ割引」など、年齢、参加人数、その他条件による割引代金
 - ② 旅行開始日の「○○日前」の申し込みによる「早割○○○円割引」という割引代金
 - ③ その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- 1) 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 2) 本項1)の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、本項1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- 3) 旅行内容が変更されその旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 4) 第11項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 5) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

13. お客様の交替

- 1) お客様は、当社の定める申込み期限内であらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、交替に要する所定の金額の手数料として第15項取消料と同額をお支払いいただきます。
- 2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承諾することとなります。なお、当社は申込期限・空席空室状況などによりお客様の交替をお断りすることがあります。

14. お客様による旅行契約の解除

- 1) 旅行開始前の解除
 - ア) お客様は、第15項に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。
 - イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ア) 第11項に基づき契約内容の重要な変更があった場合。ただし、

その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。

- 1) 第12項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- 2) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となりまたは不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- 3) 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- 4) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

ウ) 当社は本項「(1)の(ア)」により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の(イ)」により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)を全額を払戻いたします。

2) 旅行開始後

- ア) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合において当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分にかかわる金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用にかかわる金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

15. 取消料

- 1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の〈表1〉から〈表2〉に定めた取消料をいただきます。また下記以外の取消料を定める場合は、各パンフレットまたはウェブサイト等に明示し、その明示した料率を適用します。尚、複数人数でご参加で一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
- 2) オプションプランも下記〈表1〉の取消料が別途適用されます。
- 3) 当社の定める申込み期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、下記もしくは各パンフレットまたはウェブサイト等に明示した取消料が適用されます。
- 4) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、下記もしくは各パンフレットまたはウェブサイト等に明示した料率で違約料をいただきます。
- 5) 一部商品については別途ツアー取消料免除システムがあります。詳しくは対象パンフレットまたはウェブサイト等に諸条件を記載しております。
- 6) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当該旅行契約約款特別補償規定で定めるところによる「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい、添乗員または当社係員が受付を行う場合はその受付完了時以降を、それ以外の場合は乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

〈表1〉国内募集型企画旅行契約・取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
	21日前まで	20日～8日前まで	7日～2日前まで			
朝発日帰り	11日前まで	10日～8日前まで				
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
PEX運賃等を利用する場合の取消料(注12)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額		上記または旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額			

※ 下段は朝発日帰り旅行適用となります。

※ マイカープランの場合も上記取消料が適用されます。(初泊日が基準となります。)

〈表2〉宿泊・レンタカーサービスのみの場合は下記の取消料が適用されます。

取消日	利用開始日の前日から起算してさかのぼって		利用開始日の当日	利用開始後の解除 無連絡不参加
	4日まで	3日～前日まで		
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

16. 当社による旅行契約の解除

- 1) 旅行開始前
 - ア) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは第15項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
 - イ) 当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ア) お客様が当社よりあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ブ) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ク) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - ク) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - エ) お客様の人数が、募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - フ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - グ) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ハ) お客様が第3項(9)から(12)に該当することが判明したとき。

ウ) 当社は本項「(1)の(イ)」により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

2) 旅行開始後

ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

イ) 旅行開始後であっても当社は次にあげる場合において、お客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ) お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ク) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。

ク) お客様が第3項(9)から(12)に該当することが判明したとき。

ウ) 当社が本項「(2)の(イ)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。

エ) 解除の効果及び払戻し

本項「(2)の(イ)」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、第15項によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払いはたはこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻いたします。

オ) 本項「(2)の(イ)の(ア)(イ)(ウ)」により当社が旅行契約を解除した時は、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

17. 旅行代金の払戻し

当社はお客様に対し払戻すべき金額が生じた時は、次のとおり払戻いたします。

1) 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。

2) 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

3) クーポン類の引渡し後の払戻しについてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払戻しができないことがあります。

4) 本項(1)(2)の規定は、第19項または第21項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 添乗員・旅程管理

- 添乗員が同行する旨を表示したコースには、添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項1)における添乗員の業務に準じます。
- 「個人旅行」は添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅程表お渡し時にお知らせいたします。

19. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行に当たって当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
 - ①天災地変、戦乱・暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - ③官公署の命令、または伝染病による隔離
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通、経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地的滞在時間の短縮
- 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失ある場合は除く)として賠償いたします。

20. 特別補償

- 当社は第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずる否かを問わず、当該旅行契約款特別補償規程で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様またはその法定代理人に、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万～5万円をお支払いいたします。また所定の身の回り品に損害を被ったときは約款の別紙「特別補償規程」により携帯品損害補償金(15万円を限度、ただし一個または一対についての補償限度は10万円、3,000円を超えない場合は対象外)をお支払いいたします。ただし当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項)に定める品目については補償いたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許運転、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- 当社はお客様又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わない場合があります。但し、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - ア) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められるとき
 - イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき
 - エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

4) 当社が第19項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当いたします。

5) 当社は、契約書面及び最終旅程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明記された日(以下「無手配日」という)については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明記した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

21. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
- 事故等のお申し出について
旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)
- お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. オプションプランまたは情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の追加代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画・募集・実施のオプションプラン」といいます。)は募集パンフレットまたはウェブサイトなどで「旅行企画・実施:ラド観光株式会社」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプションプランに対する第20項の適用については、当社は主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いたします。
- 募集パンフレットまたはウェブサイトなどでオプションプランの企画・募集・実施が当社以外である旨を明示した場合には、オプション参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては同項の規定に基づき損害補償金又は見舞金を支払います。また、当該オプションプランの催行に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて、当該オプションプランが催行される当該主催者運営管理会社の定めによります。
- 当社は、募集パンフレットまたはウェブサイトなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用いたしますが、それ以外の責任を負いません。
- オプションプランも第15項 取消料1)の<表1>国内募集型企画旅行契約取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。
- 当社企画・募集・実施のオプションプラン以外のオプションプランは第23項旅程保証の対象外です。

23. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①、②、③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第19項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。)。
 - (ア) 旅行日程に支障もたらす悪天候、天災地変
 - (b) 戦乱

- (c) 暴動
(d) 官公署の命令
(e) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止
(f) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供
(g) 旅行参加者の生命または身体 の安全確保のため必要な措置
- ②第14・16項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- ③募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、一つの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 3) 本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
- 4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第19項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
④募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した日本国内の旅行開始地となる空港または旅行終了地となる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦募集パンフレットまたはウェブサイトに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①～⑦に掲げる変更のうち募集パンフレットまたはウェブサイトのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 最終旅程表が交付された場合、「契約書面（募集パンフレットまたはウェブサイト）」とあるのを「最終旅程表」と読み替えた上で、この表を適用いたします。契約書面の記載内容と最終旅程表の記載内容との間または最終旅程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱いたします。

注2: 1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

注3: ③または④に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱いたします。

注4: ④または⑥もしくは⑦に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取扱いたします。

注5: ⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用いたします。

24. 通信契約

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」こと（以下「通信契約」という）を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件と以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱いができない場合があります。また取扱できるカードの種類に制約がある場合があります。）

- ①通信契約のお申し込みの際し、会員のお客様は「カード名」「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」等をお申し出いただきます。
- ②通信契約は、当社らが通信契約の締結をする旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- ③通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- ④通信契約を締結した場合で、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等にかかわる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- ⑤当社らは通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約にしたがってお客様に対し当該金額を払戻いたします。この場

合、当社らは旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額または、旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

25. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはウェブサイト等に明示した日付けとなります。

26. 個人情報の取扱いについて

- 1) 当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行者（以下「取扱旅行者社」といいます。）は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で運送・宿泊機関、保険会社等に対し電子的方法などにより提供いたします。
- ※この他、当社及び取扱旅行者社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
- 2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち氏名・住所・電話番号・メールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがございます。なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシー、及び個人情報取扱管理者の氏名については、当社ウェブサイト(<https://www.rado.co.jp/>)をご参照ください。
- 当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を守秘義務契約を締結した土産物店（DFSギャラリア沖縄〔免税店〕）に提供することがございます。この場合、お客様の氏名・搭乗日・搭乗される航空便名などにかかわる個人情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口あてに出発前までにお申し出ください。

27. その他

- 1) お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 3) 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直に最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- 4) 天候等の不可抗力により航空機などの運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の代替サービスの宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- 5) 小人代金は、特に注釈がない場合は旅行開始日当日を基準に満3歳以上12歳未満のお子様に応用となります。
- 6) 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。
- 7) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また当該変更部分にかかわる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますのでご了承ください。
- 8) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

28. 国内旅行保険加入のすすめ

安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をかけられるようおすすめいたします。

29. 弁済業務保証金と苦情の申し出

- 1) 弁済保証金
ア) 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2-19赤坂ジャストイーストビル3階）の保証社員になっております。
イ) 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7千万円に達するまで弁済を受けることができます。
ウ) 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託していません。

2) 苦情の申し出

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について当事者間で解決できなかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申し出をすることができます。

記
名 称 一般社団法人全国旅行業協会
所在地 東京都港区赤坂4丁目2-19赤坂ジャストイーストビル3階
電 話 (03)6277-8310